

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	安念 真衣子
論文題目	現代ネパールにおけるリテラシー実践 —読み書きをめぐるタマンの行為主体性に着目した民族誌的研究—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、現代ネパールにおけるリテラシー実践に関する研究である。研究の目的は、農村地域で識字教育プログラムに参加する学習者たちが、文字の読み書きに関わる実践を日常生活のなかでどのように意義づけておこなっているかを検討することにある。その際、国際社会における基礎教育への関心の高まりや、ネパール国内における言語集団としての表象の必要性など活動実施機関が抱える思惑と、そうした社会状況のなかでより良い生活を願い、自らの関心や経験と関連する多様な動機とが絡み合いながら、日常生活において文字の読み書きの実践がなされていくさまを民族誌として描出するものである。</p> <p>本論文の構成は以下のとおりである。</p> <p>序章では、リテラシーに関する先行研究を概観し、リテラシーを機能的にみるのではなく、その権力性を批判的に暴く立場や、リテラシーを文化的実践として捉え、それが展開する文脈を細分化してみることを重視する学的潮流を確認している。そのうえで、本論では、権力的な範疇化である「識字者／非識字者」というカテゴリーを単に脱構築するのではなく、その差異化がいかなる状況において立ち現れるのか、また「非識字者」という範疇をある程度前提としてなされる実践や行為主体性とはいかなるものかを、これらが展開する文脈の複層性に注目して考察することが提示される。</p> <p>第1章では、統計資料を基にした識字率や教育制度の歴史的経緯についてまとめ、国家的な教育政策のなかで、地域、ジェンダー、年齢、ジャートによって取りこぼされてきた人びとの存在について述べている。第2章は、ナムサ村が位置する行政村J村に関する統計資料を用いながら、人口構成や教育状況について記すとともに、畜産、農業、家事労働などの日常的な生活サイクルについて詳細な記述がおこなわれる。</p> <p>第3章では、1990年代に生じたタマン文字制定の動向を事例として、タマン文字とその正書法の制定過程を明らかにする。そこには、文字の選択や表記法における揺らぎが確認される。それは「独自の文化を持つネパールの先住民」としてどのように民族表象をおこなうかという問題の表れでもあった。つまり、一方では自集団をネパール国内の他集団と同様にネパールに起源をもつ集団として、他方では他集団からの差異化を図り独自性をもつ集団として、表出することが肝要であった。チベット文字を基礎にして採用されたタマン文字の創出は、そうした民族アイデンティティ表象の一つとして位置付けられている。</p> <p>第4章では、識字教室がいかに実践され、学習者はどのような関心のもとで参加する</p>			

かを明らかにしている。そこでは、民族表象に還元されない日常的な生業や個人の経験との兼ね合いのなかでの、多様な動機に支えられた実践と参加のあり様が描かれる。そして、学習者らによる名前を書くという実践が、文字社会における交渉の技法を使用しながら他者へ向けた自己の証明をする行為でもあることが述べられる。学習者たちは状況に応じて狡知を駆使し、自署という社会的規則に則った方法で公的な制度へ接合し、それを利用するような側面が明らかになる。

第5章は、学習者である女性が、自己の感情の吐露として綴った文書を取りあげる。そして、彼女のライフヒストリーを踏まえつつ、個人的文書を「書く」ことについて考察する。ここには、自身の内面にある考えを文字という時間・空間を超える有形のものにして表現したり、それを選択的に他者に示したりすることで自己像の更新を図っていく自己表象としてのリテラシー実践が観察される。

第6章では、教科書の単元に記された飲酒をめぐる啓発的内容が「良い話」として共感されながら読まれていたことを事例に、文章を「読む」という行為が日常においていかに経験されているかを検討している。調査村はじめタマン社会では酒の社会的・経済的重要性は高く、調査地の女性たちはしばしば酒（夫の飲酒）を要因とする痛みの経験を被りながらも、酒造を通じた経済活動の担い手として重要な役割を果たしている。そうした現実を生きる女性たちが、教科書のある部分を興味深く「読む」ときその文章は、元来の意図がそのまま適用される権威的な言葉としてではなく、内的説得力のある言葉として、自由な敷衍性を帯びながら解釈されていることが示される。

第7章では、リテラシー教室の学習者が、他者から「教育の欠如」というまなざしを向けられ、さまざまな不利益を被ってきたという経験がある反面で、まさにだからこそ教育への期待を強くもち、子どもを私立学校や都市部の学校へ進学させるという選択をしていることが示される。彼女らは、限られた経済的状况と「成功」への期待のはざま、自身もその一端を担う存在として教育熱の高まりという社会現象を経験していることが明らかになる。

終章では、以上の考察についての総括をおこない、半ば無意識的に組み込まれたリテラシーへの機能的な見方や、文字の知識や学歴によって自他を差異化することで生じる「識字者／非識字者」というカテゴリーが、日常生活のなかでいかに立ち現れるかに留意しながら、人びとと書かれたり読まれたりする文書の相互行為としてリテラシー実践を捉えたことを、本論文の主たる学術的貢献の特徴であると結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の目的は、成人夜間識字教室の学習者である農村の女性たちにとって、リテラシーの実践とはどのような意義を持っているのかを、民族誌的な調査を通して探求することである。本論文は、ネパールのカトマンドゥ近郊のタマンの人々の住む農村及びカトマンドゥにおける2010年12月から2016年3月にかけての計22か月間のフィールドワークと文献調査にもとづく。この間、申請者は、農村の調査対象者の家に長期間住み込み、家事、農作業、野菜の出荷販売を含む日常的な活動のほぼすべてに参加し、調査対象者と強い信頼関係を築いた。本論文は、申請者のこのような経験と観察にもとづく、農村のタマン女性の生活世界についての親密で深い理解に支えられている。

本論文の学術的な意義として、以下の3点が挙げられる。

第一はリテラシー研究への貢献である。リテラシー研究において、個人の生活の向上を可能にするような読み書き能力、すなわち「機能的リテラシー」を重視する立場と、そのような見方は読み書きを中立的な技術としてとらえているとして、リテラシーの権力性に注目する「批判的リテラシー」の立場の間で多くの議論がなされてきた。これらの議論をふまえて、近年では、リテラシーを、一枚岩的なものでも、単なる個人の能力でもなく、社会的・文化的な状況のなかに埋め込まれた実践と捉えようという研究の潮流が強まった。リテラシーの多義性、多様性を示そうとするこれらの研究には、しかし、読み書きが行われる文脈をひたすら緻密に細分化していった、大きな状況が等閑視されてしまうという傾向もあった。本論文はこれらの先行研究を十分ふまえつつ、学習者である女性たちの行為主体性に着目する。女性たちのライフヒストリーを丹念に追いながら、しばしば「教育のない者」として蔑まれながら、自分の名前を書いてみることや、教科書の物語を読み、また日記をつけることを通して、これらの女性たちにとって、リテラシーが「機能」だけでも、「差別」の経験だけでもない、新たな自己認識や自他関係の認識の構築に関わっている様を見事に描き出すことに成功している。

第二は急速に変化する現代ネパール農村の日常世界を描いた、優れた民族誌であるという点である。本論文は読み書きの実践だけではなく、トムロコシやトマトの栽培、酒の醸造、子供の教育方針をめぐる家庭内の対立や、暴力的な揉め事なども含む生活世界を丹念にまた生き生きと描いている。2010年代のカトマンドゥ近郊の農村生活を描いた第一級の民族誌であるといえる。

第三はタマン研究と民族運動研究への貢献である。1990年の民主化以降、ネパールでは数多くの民族による文化復興運動や権利要求運動が興隆した。ネパール内外のタマン研究者たちもこの事象に注目し、タマン民族団体の活動と、よりグローバルな権利運動の関係の分析や、ネパール国家によるタマン民族に対する差別と抑圧の歴史の再構築など、様々な研究がなされてきた。本論文では、タマン語の正書法の制定過程について詳

細な記述と分析が行われている。タマン文字として、国語であるネパール語に用いられるデーヴァナーガリー文字ではなく、チベット文字を基礎とした「タムイック」が選択される。それは、ヒンドゥーがマジョリティーであるネパールでの、タマンによる仏教徒としての自己表象であると同時に、日常生活ではほとんど役に立たない文字がタマン文字として制定されたということでもある。本論文は、この過程を詳細に描くことによってタマン民族運動の一側面を明晰に記述するとともに、民族運動をリードするタマンたちと、村で識字教室に通うタマン女性たちの間にある、関係性と距離を描き出すことにも成功している。

以上のように本論文は、識字教室に通う女性たちの生活世界についてのきわめて厚い民族誌的記述を通じて、現代ネパールにおける社会変化の諸相について深い理解を提示する極めて優れた研究である。それは南アジア地域研究および文化人類学と教育社会に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成29年2月1日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。